

青森県報

第百四十五号

令和二年
四月十五日
(水曜日)

目次

告 示

○生活保護法による介護機関の指定……………	(健康福祉課) …… 一
○右 同……………	(同) …… 二
○中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定……………	(同) …… 二
○喀痰吸引等業務の登録……………	(高齢福祉保険課) …… 二
○指定障害福祉サービス事業者の障害福祉サービス事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) …… 三
○保安林の指定解除予定……………	(林政課) …… 三
○基本測量の実施……………	(監理課) …… 三
○公共測量の終了……………	(同) …… 三
○道路の区域の変更……………	(道路課) …… 四
○道路の供用の開始……………	(同) …… 四
○証紙売りさばき人の売りさばき場所の変更……………	(会計管理課) …… 四
○二級建築士の免許の取消し……………	(建築住宅課) …… 五
出先機関	
○特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示……………	(青森県立美術館) …… 五

○土地改良区の定款変更の認可…………… (中地域局) …… 六

○右 同…………… (西北地域局) …… 六

○土地改良区の役員就任…………… (北地域局) …… 六

○右 同…………… (同) …… 六

○土地改良区の定款変更の認可…………… (同) …… 六

○右 同…………… (同) …… 六

○右 同…………… (同) …… 七

○土地改良事業の工事の完了…………… (同) …… 七

○右 同…………… (同) …… 七

教育委員会

○青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… (スポーツ健康課) …… 七

正 誤

○令和二年三月三十日号外第二十七号訓令中…………… (人事課) …… 八

告 示

青森県告示第三百三十七号

生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
株式会社S Tカンパニー	青森市大字新城字山田五八の二〇	居宅療養管理指導
名 称	居宅介護事業所	
	所在地	指定年月日
スマイル薬局黒石店	黒石市ぐみの木一丁目六七の五	令和 二・四・一

青森県告示第三百三十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	介護予防事業者	
	主たる事務所の所在地	介護予防事業の種類
株式会社S Tカンパニー	青森市大字新城字山田五八の二〇	介護予防居宅療養管理指導
名 称	介護予防事業所	
	所在地	指定年月日
スマイル薬局黒石店	黒石市ぐみの木一丁目六七の五	令和 二・四・一

青森県告示第三百三十九号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）以下「例による生活保護法」という。）第五十四条の二第一項の規定により、介護支援給付のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、例による生活保護法第五十五条の三第一号の規定により告示する。

令和二年四月十五日

名 称	居宅介護事業者	
	主たる事務所の所在地	居宅介護事業の種類
株式会社S Tカンパニー	青森市大字新城字山田五八の二〇	居宅療養管理指導
名 称	居宅介護事業所	
	所在地	指定年月日
スマイル薬局黒石店	黒石市ぐみの木一丁目六七の五	令和 二・四・一

青森県告示第三百四十号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）第四十八条の三第一項の規定により、次のとおり略痰吸引等業務の登録をしたので、同法第四十八条の八第一号の規定により公示する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

登録番号	登録年月日	氏名又は名称	住所	事業名称	所在地	業務開始年月日	備考
〇二五〇〇二二五〇	〇二五〇〇二六	社会福祉士法人美里会	上北郡七戸町字寒の一七〇	特別養護老人ホーム美里荘	上北郡七戸町字寒の一七〇	令和 二・三・三	介護老人福祉施設
〇二五〇〇二二五〇	〇二五〇〇二六	社会福祉士法人美里会	上北郡七戸町字寒の一七〇	美里短期生活介護事業所	上北郡七戸町字寒の一七〇	〃	短期生活介護
〇二五〇〇二二五〇	〇二五〇〇二六	社会福祉士法人美里会	上北郡七戸町字寒の一七〇	特別養護老人ホーム素心苑	八戸市大字矢沢六	二・四・一五	地域密着型介護老人福祉施設

〇二五〇 二三	〇二五〇 二三
〇二五〇 二四	〇二五〇 二四
社会福祉 法人素心 の会	社会福祉 法人素心 の会
三戸郡五 戸町字古 一〇	三戸郡五 戸町字古 一〇
特別養護 老人ホーム ム八戸素 心苑	特別養護 老人ホーム ム八戸素 心苑
八戸市大 字尻内町 六	八戸市大 字尻内町 六
〃	〃
介護予防 短期入所 生活介護	短期入所 生活介護

青森県告示第三百四十一号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービス事業者から障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があったので、同法第五十一条第二号の規定により公示する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービス 事業者	障害福祉 サービス の種類	障害福祉サービス事業を 行う事業所	廃止 年月日
名 称	主たる事務所の 所在地	名 称	所在地
特定非営利活 動法人愛心会	弘前市大字堀 越字川合一の二	特定非営利 活動法人愛 心会オリー ブ	弘前市大字堀越 字川合一の二
就労移行 支援			令和 二・五・一

青森県告示第三百四十二号

次のとおり森林について保安林の指定を解除する予定であるので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第三百四十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
 - 基本測量（一等磁気測量、航空重力測量）
- 二 作業期間
 - 令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで
- 三 作業地域
 - 一等磁気測量 上北郡横浜町
 - 航空重力測量 県内全域

青森県告示第三百四十四号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施した旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第

三項の規定により公示する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 測量計画機関

藤崎町

二 測量の種類

公共測量（デジタル空中写真測量、写真地図作成）

三 測量の期間

令和元年八月一日から令和二年三月二十六日まで

四 測量の地域

南津軽郡藤崎町地内

青森県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年五月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間	変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国道	二七九号	むつ市大字奥内字近川八の二五から むつ市大字奥内字近川八の五二九まで	後	一一・五〇メートルから 一一・五〇メートルまで	三二・四五メートル	
				前	一一・九二メートルから 一二・五六メートルまで	三二・四五メートル	

青森県告示第百四十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から令和二年五月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の日

国道二七九号	むつ市大字奥内字近川八の二五から むつ市大字奥内字近川八の五二九まで	令和二・四・一五
--------	---------------------------------------	----------

青森県告示第百四十七号

次の青森県収入証紙の売りさばき人の売りさばき場所について次のとおり変更があったので、青森県証紙条例（昭和三十九年四月青森県条例第十号）第六条第五項において準用する同条第二項の規定により告示する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

変更後	変更前	区分	年月日更
	青森市大字三内字丸山一九八の四	住所	
	一般財団法人青森県交通安全協会	名称	
廃止	下北郡大間町大字大間平二〇の九一 北津軽郡板柳町大字灰沼字玉川一五〇	売りさばき場所	青森市浪岡大字浪岡字淋城八七の一 東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢三
	令和 二・三・三		

公 告

二級建築士の免許の取消し

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第九条第一項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 氏名

駒井豊春

二 登録番号

第一七二六号

三 取消年月日

令和二年四月一日

四 取消しの理由

平成十六年七月一日に死亡したことが、届出により確認された。このことが建築

士法第九条第一項第二号の規定に該当する。

出 先 機 関

特定調達契約に係る落札者の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき落札者を決定したので、同令第十二条の規定により次のとおり公示する。

令和二年四月十五日

青森県立美術館副館長 荒 木 泰 久

一 物品等の名称及び数量

白灯油（日本産業規格 K二二〇三 一号） 三十五万五千二百リットル

二 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地

青森県立美術館

青森市大字安田字近野一八五

三 契約の方法

一般競争入札

四 落札者を決定した日

令和二年三月二十七日

五 落札者の名称及び住所

有限会社光洋タクシー

青森市大字荒川字成瀬一〇〇

六 落札金額

一リットル 五十五円

七 落札者を決定した手続

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者と

したものである。

八 入札の公告を行った日

令和二年二月十四日

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、田山堰土地改良区の定款の変更を令和二年三月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

中南地域県民局長 神 登喜彦

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、市浦土地改良区の定款の変更を令和二年四月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

西北地域県民局長 西 村 達 弘

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、大堰土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	花 松 悟 小 島 實	上 北 郡 七 戸 町 字 花 松 林 ノ 根 五 一 字 狹 花 二	令 和 二 ・ 三 ・ 二 四

土地改良区の役員の就任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、荒屋平土地改良区から、次のとおり役員の就任の届出があったので、同条第十八項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

役員 の 区 別	氏 名	住 所	就 任 の 年 月 日
理 事	工 藤 章	上 北 郡 七 戸 町 字 川 去 三 三 の 四 〇	令 和 二 ・ 三 ・ 二 六

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、沼崎土地改良区の定款の変更を令和二年三月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、土場川土地改良区の定款の変更を令和二年三月三十日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良区の定款変更の認可

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、大堰土地改良区の定款の変更を令和二年四月六日認可したので、同条第三項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

土地改良事業の工事の完了

庄内第5地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

一 県営土地改良事業の名称

通作条件整備事業（半島基幹）（農道整備）

二 工事完了年月日

令和元年十二月四日

土地改良事業の工事の完了

花切川地区の県営土地改良事業の工事が次のとおり完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の三第三項の規定により公告する。

令和二年四月十五日

上北地域県民局長 楠 美 祥 行

一 県営土地改良事業の名称

湛水防除事業

二 工事完了年月日

令和二年三月二十六日

教 育 委 員 会

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年四月十五日

青森県教育委員会

青森県教育委員会規則第八号

青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則及び青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部を改正する規則

（青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則の一部改正）

第一条 青森県立学校学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則（昭和三十八年七月青森県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第六条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

（青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則の一部改正）

第二条 青森県立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則（昭和五十八年三月青森県教育委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

第二十一条中「職員等の旅費に関する条例」を「職員等の旅費及び費用弁償に関する条例」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

正

誤

令和二・三 号外第二七号	発行年月日 番号												
訓令甲	区 分												
第五号	番 号												
五	ペー ジ												
下	段												
表中	行												
<table border="1"> <tr> <td>前掛</td> <td>ズボン</td> <td>作業上衣</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>一年</td> <td>三年</td> <td>三年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">夏、冬各一 印刷製本の業務に従 事する者のみ</td> </tr> </table>	前掛	ズボン	作業上衣	一	一	二	一年	三年	三年	夏、冬各一 印刷製本の業務に従 事する者のみ			誤
前掛	ズボン	作業上衣											
一	一	二											
一年	三年	三年											
夏、冬各一 印刷製本の業務に従 事する者のみ													
<table border="1"> <tr> <td>前掛</td> <td>ズボン</td> <td>作業上衣</td> </tr> <tr> <td>一</td> <td>一</td> <td>二</td> </tr> <tr> <td>一年</td> <td>三年</td> <td>三年</td> </tr> <tr> <td colspan="3">夏、冬各一 印刷製本の業務に従 事する者のみ</td> </tr> </table>	前掛	ズボン	作業上衣	一	一	二	一年	三年	三年	夏、冬各一 印刷製本の業務に従 事する者のみ			正
前掛	ズボン	作業上衣											
一	一	二											
一年	三年	三年											
夏、冬各一 印刷製本の業務に従 事する者のみ													

人 事 課

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一 号 青森県	
(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七 号 東奥印刷株式会社	
毎週月・水・金曜日発行	定価 小口一枚二付十五円